

調査は2カ年度に及び、翌2007年度では景観地区指定を柱とする景観形成のための規制誘導策について具体の検討を進め、景観計画（案）および地区計画（案）を作成した。そして公告・縦覧そして議会承認を得て、2008年7月1日、景観法に基づく「景観地区」および都市計画法に基づく「地区計画」が決定・公布された。



Figure 1: Map of the area around the Shinjuku Station East Exit. The map shows the layout of the station and surrounding streets. A red line indicates the proposed pedestrian route. The map is divided into four colored zones: yellow (top left), blue (top right), green (bottom left), and red (bottom right). Labels in Japanese indicate various areas and landmarks. A scale bar at the bottom right shows distances in meters (0, 50, 100, 200).

従前の都市計画規制

位置	大分市荷揚町の全部、および大手町三丁目、城崎町一丁目、城崎町二丁目、城崎町三丁目、千代町一丁目、中央町一丁目、中島西一丁目、中島中央一丁目、内町三丁目、郡町一丁目の各一部			
面積	約33.8ha			
地区の区別の名称	都心景観形成 業務ゾーンその1	都心景観形成 業務ゾーンその2	城址界隈い 都市型居住ゾーン	官公庁業務ゾーン
地区の区別の面積	約5.6ha	約7.4ha	約9.1ha	約11.7ha
建築物の形態意匠の制限	・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分の配色は、マンセル表色系による色相が0YR～10YR、0V～5Vの範囲は彩度3以下、その他の色相は1以下とします。 ・また、屋上建築設備は、囲いを施すなど直視見えない構造とします。			
建築物の高さの最高限度	・建築物の高さは、原則31メートルとします。 ・ただし、敷地に対する緑地率が10パーセント（官公庁にあっては20パーセント）以上で、かつ有効空率が33パーセント以上確保されている場合は、このぎりぎりであります。			
壁面の位置の制限	・都市計画道路4号新川線に面する壁面の位置は、道路から1メートル以内とします。 ・ただし、道路に面した高木植栽などにより、壁面にかかわる工がされている場合は、この限りではありません。	・街区道路は、建築物の壁面を1メートル以上後退し ます。	・街区道路は、建築物の壁面を15メートル以上後退します。	
用途の制限 (※)	・工場、倉庫、ばちんこ屋、ラブホテル等の風俗営業に該当する施設等は建築できません。			
緑化率の最低限度 (※)	・建築物の緑化率を10パーセント以上とし、敷地内の緑化に努めるものとする。			

「お泊りしたコア地域」
* 本図説の中心地図

[illegible][illegible]

城址公園周辺パブリックゾーン地区の考え方（案）